

その1

傍受実施状況書

年 月 日

地方裁判所
裁判官 殿

警察
司法警察員

被疑者 に対する 被疑事件につき、
本職は、傍受令状を 示して、下記のとおり傍受の実施をしたので、
本書面を提出します。

記

- 傍受令状の発付及び傍受ができる期間の延長の裁判の年月日並びに傍受令状を
発付した裁判官が所属する裁判所名
- 被疑者の氏名
- 傍受の実施をした者の官公職氏名
- 傍受の実施の対象とされた通信手段
- 傍受の実施の方法及び場所
- 立会人の氏名及び職業
- 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下「法」という。）第12条第2項の
規定により立会人が述べた意見
- 法第14条に規定する通信については、各通信を特定するに足る事項ごとに、当
該通信に係る犯罪の罪名及び罰条並びに当該通信が同条に規定する通信に該当する
と認めた理由
- 法第13条第2項の規定により傍受をした通信について法第22条第3項の規定によ
り通信の記録を消去したときは、消去した者の官公職氏名、消去した年月日時及び
消去した部分

（注意） ※印欄には、令状請求事件番号を記載すること。

その2

傍受の実施の開始又は再開の年月日時	記録媒体の番号	記録媒体を装着した年月日時	封印の年月日時及び
傍受の実施の中断又は終了の年月日時		記録媒体を取り外した年月日時	封印をした立会人の氏名
年 月 日 午 時 分		年 月 日 午 時 分	年 月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分
月 日 午 時 分		月 日 午 時 分	月 日 午 時 分

その3

記録媒体の番号		第	号		
通話の開始及び 終了の年月日時	傍受をした通信の開始及び 終了の年月日時	傍受の根拠 となった 条 項		通信の当事者の 氏名その他その 特定に資する事項	記録媒体中の記 録箇所を特定す るに足りる事項
		3①・13① 13②・14			
		3①・13① 13②・14			
		3①・13① 13②・14			
		3①・13① 13②・14			
		3①・13① 13②・14			
		3①・13① 13②・14			
		3①・13① 13②・14			
		3①・13① 13②・14			
		3①・13① 13②・14			
		3①・13① 13②・14			
		3①・13① 13②・14			
		3①・13① 13②・14			
		3①・13① 13②・14			
		3①・13① 13②・14			
		3①・13① 13②・14			
		3①・13① 13②・14			

(注意) 傍受の根拠となった条項欄において、「3①」は法第3条第1項を、「13①」は法第13条第1項を、「13②」は法第13条第2項を、「14」は法第14条をそれぞれ意味し、該当するものに丸印を付けること。